

第4次健康いばらき21プラン（案）に関する意見募集の結果について

別紙

1 意見募集期間

令和6年2月5日（月）から令和6年2月26日（月）まで22日間

2 意見提出者数

3名・団体（個人：2名、団体：1団体）

延べ意見数：21件

3 意見の概要

No	意見対象箇所	ページ	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	第1編 総論 第1章 計画の基本的な考え方 第4節 他の計画との調和	4	他の関連する計画との調和、構想はないか。関連する計画の構想は公表をお願いしたい。	計画の4ページに他の計画との調和等について記載しておりますので、これらの計画とも連携を図りながら施策を進めてまいります。なお、関連計画の構想につきましては、それぞれの計画に記載されております。
2	第1編 総論 第3章 第4次健康いばらき21プランの基本的な方向 第3節 指標項目及び目標値	20	1日あたりの平均摂取量の基準値及び目標値が妥当か再度確認してほしい。	食塩摂取量、野菜及び果物の摂取量の基準値（現況値）については、茨城県総合がん対策推進モニタリング調査において、県内各地域より無作為抽出された世帯の食事調査より得られた集団平均値となります。目標値については、県民の現況値及び近年の動向をふまえ、検討部会において協議のうえ設定しております。なお、目標値については、中間評価等により必要に応じて見直しを行ってまいります。
3	第1編 総論 第3章 第4次健康いばらき21プランの基本的な方向 第3節 指標項目及び目標値	27	必要に応じて計画を見直すとするが、中間年を含め定期的な点検が必要であるとする。	毎年度、把握が可能な指標目標の簡易目標を含む計画の進行状況を管理するとともに、中間年にあたる計画開始6年目には中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。
4	第2編 各論 第1章 生活習慣の改善 第1節 栄養・食生活	35	食育に関する関係者は年2回程度の情報共有・意見交換を実施しているのか。魚類を除いた野菜、肉類などの質の向上を目指すことで食育の促進をしないといけないと考える。	食育推進部会及び庁内食育関係課間での情報共有は適宜行っているほか、毎年協議の場を設けております。食育基本法に定める「生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」の視点を踏まえ、地域農林水産物を活用した食育を推進してまいります。

No	意見対象箇所	ページ	意見要旨	意見に対する県の考え方
5	第2編 各論 第1章 生活習慣の改善 第2節 身体活動・運動	37	県内のサイクリングには触れなくてもいいか。	第5章第2節「(2)健康まちづくりの推進」に記載のとおり、日常生活において、誰もが自転車を利用しやすい環境整備を目指し、サイクリングによる健康づくりがしやすい取組を推進してまいります。
6	第2編 各論 第1章 生活習慣の改善 第4節 喫煙	42	タバコを売らなければ喫煙や受動喫煙による健康障害は生じないため、各論第1章第4節「喫煙」でNPO・企業等に期待する役割として、「タバコの販売を自粛する」を追加してほしい。	国等の動向を注視しながら、たばこ対策を推進してまいります。
7	第2編 各論 第1章 生活習慣の改善 第4節 喫煙	41	青少年の健全育成等に関する条例に非行助長行為に喫煙が記載されているので、20歳未満の者の喫煙防止及び妊産婦の禁煙の推進で追加した方が妥当と考える。	本計画に基づき、20歳未満の者の喫煙防止及び妊産婦の禁煙の推進を目指し、関係各課と連携し取り組んでまいります。
8	たばこ、COPD対策等	—	喫煙者の寿命が短いことなどが報告されているため、喫煙者への周知など、「タバコ病による早死を無くするための取り組み」を進めてほしい。	関係機関等と連携し、たばこの健康リスクに関する知識の普及を行うとともに、喫煙者に対する禁煙支援を行ってまいります。
9	たばこ、COPD対策等	—	タバコの依存性を強め禁煙離脱を困難にしているメンソールなどを禁止することが必要であると考えため、「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を国へ要請するとともに、喫煙者にその危険性の周知をしてほしい。	20歳未満の者や喫煙者等に対し、たばこの健康リスクに関する知識の普及を行ってまいります。
10	たばこ、COPD対策等	—	喫煙者への禁煙支援のために、「禁煙治療の2/3助成」を進めてほしい。また、都道府県や市町村などで、数値目標として「禁煙治療の受診者数」を設けてはどうか。	関係機関等と連携し、禁煙相談・禁煙支援が受けられる医療機関等に関する情報を掲載するなど、禁煙支援に努めてまいります。
11	たばこ、COPD対策等	—	一般的に議員の喫煙率は高いようだが、貴議会の議員の喫煙率はどうか。喫煙する議員が禁煙に取組、達成した場合はタバコ対策の力になっていただけるとはどうか。	本県の県議会議員の喫煙状況については把握しておりませんが、関係機関等と連携し、たばこ対策に取り組んでまいります。
12	たばこ、COPD対策等	—	一部では加熱式タバコを推奨する動きがあるが、有害性は少なくないことから、万一にも与することのないよう要望する。	加熱式たばこを含めたたばこ対策に取り組んでまいります。

No	意見対象箇所	ページ	意見要旨	意見に対する県の考え方
13	たばこ、COPD対策等	一	健康増進法では屋内の受動喫煙防止の規定を設けているが、屋外の公共施設等においても禁煙空間を広げてほしい。また、子どもが近くにいる場所での喫煙のルールづくりを推進することで、「受動喫煙の危害ゼロの施策」を進めてほしい。	喫煙する際には、屋外においても子どもをはじめとする周囲の人への配慮が必要であることを関係機関等と連携して、県民に周知してまいります。
14	たばこ、COPD対策等	一	自治体によっては、開放型の特定屋外喫煙場所が設置されているが、設置する場合には密閉閉鎖型にするとともに、喫煙室内には禁煙に関する啓発物を設置することがよい。	行政機関における受動喫煙防止対策について、市町村等と連携して取り組んでまいります。
15	たばこ、COPD対策等	一	受動喫煙防止の徹底化の啓発のため、5月31日の世界禁煙デー及び禁煙週間に、公共施設等のイエローグリーンライトアップのキャンペーンを行うことを呼びかけていることから、協力してほしい。	関係機関等と連携し、世界禁煙デーや禁煙週間などを中心に、様々なイベントや啓発媒体を通じて、県民に対して受動喫煙防止対策について周知してまいります。
16	たばこ、COPD対策等	一	喫煙は糖尿病や歯周病等の疾病との関連も報告されていることから、連携した取組が必要と考える。また、禁煙治療が歯科診療所においても保険適用されれば、禁煙希望者が増えて、健康推進と健康寿命延伸に寄与すると考えることから国への要請を要望する。	喫煙と糖尿病や歯周病等の疾病との関連について、関係機関等と連携し、周知してまいります。
17	飲酒	一	「適正飲酒」というものがあるか疑問である。飲酒の健康影響について啓発するとともに、酒類に関しても宣伝の自粛及び飲酒の害の喚起について、メーカー及び国への要請を要望する。	「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等を活用し、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を図るとともに、関連法規等を注視しながら、取組を推進してまいります。
18	第2編 各論 第2章 生活習慣病の発症予防・重症化予防 第1節 健康管理	44	特定健康診査は40歳からが対象であるが、40歳では遅い気がする。40歳未満で要件マッチしたら健診を受診しなくてはいけないと考える。	高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の対象年齢は40歳以上ですが、職場健診のほか、加入されている保険組合等で実施する健診の活用など、40歳未満の方を含めた定期的な健診受診の重要性について啓発に努めてまいります。

No	意見対象箇所	ページ	意見要旨	意見に対する県の考え方
19	第2編 各論 第3章 歯科口腔保健の推進 第4節 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	63	<p>歯科医院は予約制が徹底されていて、救急に非対応な歯科医院が増えつつあると思う。そのため、歯科医院の利用を促進する方向の場合は、調査し、是正措置が必要であると思う。さらに、歯科医院と病院との連携研修が必要であると考え。</p> <p>また、低所得者等に対し、歯科の診療費を補うことが今後必要であると考え。</p> <p>加えて、歯科医師、歯科衛生士への患者対応等に関する研修はもっと必要であると思う。</p>	<p>本計画は歯科疾患の予防をはじめとする歯と口腔の健康づくりに関する取組等を示すものであるため、歯科診療については記載していませんが、関連団体等と連携し、歯科医師及び歯科衛生士の人材育成等の取組を進めてまいります。</p>
20	第2編 各論 第5章 健康を支え、守るための社会環境の整備 第1節 社会とのつながり・こころの健康	79	<p>介護する人のメンタルに対することが触れられていない。当方も、片方が要介護認定、もう片方が高齢であるため、介護している状態である。今後、寝たきりになることに対する不安があり、介護する人のメンタル対応が必要と考える。所見を伺いたい。</p>	<p>関係課及び団体等と連携し、こころの健康等に関する正しい知識及び対応方法について啓発に努めるとともに、関連計画等と整合性を図りながら取組を進めてまいります。</p>
21	資料編 4 健康づくりに関する資料	139	<p>下記の関すること、資料編に加えないのか。</p> <p>青少年の健全育成に協力する店登録制度 https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/kenzen-shop.html</p> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例 https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/jorei-jorei.html</p>	<p>「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」等については、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより青少年を保護することを目的としたものであるため、健康づくりの推進を目的とした本計画には詳細を記載していませんが、「青少年の健全育成に協力する店登録制度」については、指標編の用語の解説で記載するとともに、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」についても、「青少年の健全育成に協力する店登録制度」の解説文中に記載しております。</p>